奈良県告示第百九十四号

師として、次のとおり指定した。 身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十五条第一項に規定する医

令和七年八月五日

奈良県知事 山 下 真

月一日	器機能障害)	○番地	よろづ相談所病院	芝剛
月一日	外科(ぼうこ	香芝市穴虫三三〇	芝生喜病院医療法人藤井会香	増田剛
月一日	害)のこう機能障が尿器科(ぼ	一番六二号	大和郡山病院医療機能推進機構	杉本公一
月一日日七年七	こう機能障害 臓内科(ぼう 脳内科(ぼう	二番一三号	会田北病院	福井義
月一日 七年七	お神(腎臓機	御所市大字三室二	院大会福祉法人恩賜	姓 田 譲 二
指定年月日	診療科目	医療機関の所在地	医療機関の名称	医師の氏名

(次頁に続く。)

			田 村
			緑
ンター	奈良県西和医療セ	奈良県立病院機構	地方独立行政法人
	号	一丁目一四番一六	生駒郡三郷町三室
	害)	呼吸器機能障	呼吸器内科(
		月一日	令和七年七

_